

「坂戸市の学校教育の在り方」に関する提言書

令和 2 年 1 月 3 1 日（金）

第 2 次坂戸市いきいき学舎検討委員会

<目次>

はじめに	・・・ 2
第1章 依頼事項に関する考え方	・・・ 3
1 坂戸市における学校教育の現状と課題	
2 基本的視点	
第2章 公立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方	・・・ 5
1 坂戸市の現状	
2 課 題	
3 提 言	
第3章 小中一貫教育の在り方	・・・ 9
1 国の小中一貫教育に関する動向	
2 現 状	
3 課 題	
4 提 言	
第4章 その他坂戸市教育委員会が必要と認める事項	・・・ 13
1 通学区域に関すること	
(1) 特認校制の導入について	
(2) 指定校変更・区域外就学許可基準について	
2 コミュニティ・スクールに関すること	
(1) 制度の説明	
(2) 提 言	
用語解説	・・・ 16
おわりに	・・・ 17
<資料>	
1 坂戸市いきいき学舎検討委員会設置要綱	・・・ 18
2 審議の経過	・・・ 20
3 委員名簿	・・・ 21

はじめに

少子高齢化やグローバル化の進展、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化している中で、児童生徒一人一人が主体的・創造的に生き抜くためには、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を基盤とする「生きる力」を育むことが重要である。

このためには、義務教育 **9** 年間を通じて、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な教育活動が必要である。また、少子化等に伴う学校の小規模化が進むという坂戸市の現状を踏まえ、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図り、学校教育の更なる向上を図ることが求められている。

坂戸市では、これまで平成 **20** 年 **3** 月の第 **1** 次となる坂戸市いきいき学舎検討委員会から「坂戸市の学校教育の在り方」に関する提言を受け、平成 **27** 年度に県内初となる施設一体型小中一貫教育校である城山学園を開校した。また、平成 **23** 年度に北坂戸中学校と泉中学校を統合し桜中学校を、平成 **28** 年度に北坂戸小学校と泉小学校を統合し桜小学校を開校するなど、小中一貫教育の推進及び適正規模・適正配置に向けた学校統合を実施してきた。

しかし、前回の提言から **10** 年以上が経過し、少子化等に伴う学校規模の偏りが顕著になるなど、学校を取り巻く環境も大きく変化してきている。

これらのことを踏まえ、本委員会は、第 **2** 次坂戸市いきいき学舎検討委員会として設置され、平成 **30** 年 7 月 **31** 日に第 **1** 回の委員会を開催し、坂戸市教育委員会から、今後の学校教育の在り方を考え、次の事項について検討するよう依頼を受けた。

- 1 小中一貫教育の在り方について
- 2 公立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について
- 3 その他坂戸市教育委員会が必要と認める事項について
 - (1) 通学区域に関すること
 - ① 特認校制の導入について
 - ② 指定校変更・区域外就学許可基準について
 - (2) コミュニティ・スクールに関すること

2 年間で検討委員会を **8** 回実施し、坂戸市の子どもたちにとって、最良の教育の在り方を求めて検討を重ねてきた。ここに、その結果を提言としてまとめるものである。

第1章 依頼事項に関する考え方

1 坂戸市における学校教育の現状と課題

坂戸市教育委員会から、学校教育の現状及び課題が示された。

1つ目は、昭和**60**年頃をピークにして、児童生徒の数が当時の約半数となり、学校の小規模化が進んでいること。さらに、第**1**次いきいき学舎検討委員会を開催した平成**18**、**19**年度と現在を比較すると、市全体の児童生徒数は、ほぼ横ばいで推移しているにも関わらず、地域によって学校規模の偏りが顕著になっているとのことであった。児童生徒数の減少と学校規模の偏りに伴う一部の学校の小規模化は、児童生徒の心身の健全な発達にとっては必ずしも最適な教育環境とは言えず、多様な教育活動が制限されるなど、学校の活力の低下や学校運営上の非効率化等の課題が示された。

2つ目は、義務教育**9**年間を通じて、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な教育活動が求められているが、現状としては、平成**23**年度から実施している「小中連携教育」に留まり、「小中一貫教育」への移行には、施設や通学区域等の課題があることが示された。

2 基本的視点

これらの現状や課題を受け、本検討委員会は、**10**年後の坂戸市を見据え、児童生徒にとってより良い教育環境を整え、子どもたちが安全・安心な学校生活を過ごすことができる環境づくりのため、検討事項である、下記の3つについて順次検討を行った。

なお、適正規模・適正配置の考え方は、小中一貫教育やその他の議論をする際の基礎となるため、検討する順番を以下のように変更した。

- (1) 公立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について
 - (2) 小中一貫教育の在り方について
 - (3) その他坂戸市教育委員会が必要と認める事項について

(1)については、児童生徒数の減少と学校規模の偏りが顕著なことを踏まえ、子どもたちがよりよい教育環境で学習できるための学校の適正規模・適正配置の在り方という観点で、現状において、小規模校のある**3**地区について検討した。

(2)については、義務教育の**9**年間を見通した継続性のある指導を行い、坂戸市の子どもたちに、より適切に、より効果的に学習できる学校の在り方を検討した。

(3)では、通学区域に関することとして「特認校制※¹の導入」と「指定校変更・区域外就学許可基準」について、また、平成**29**年**3**月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い「コミュニティ・スクールの導入」について検討した。

現状のように児童生徒数の減少と学校規模の偏りに伴う学校の小規模化は、小規模校ならではの良さも考えられる。一方、**10**年後の坂戸市における学校教育の在り方を見据えたときに、しっかりとした方向性を持って、これらの課題を解決し、教育活動を円滑かつ効果的に進めるため、様々な

教育環境を整備することは極めて重要である。そして、何よりも坂戸市の宝である子どもたちが、より効果的に学習でき、変化の激しい社会をたくましく生きていける力を身につけられるよう、最良の学校教育を受けられることを願い検討を重ねた。



第2章 公立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方

1 坂戸市の現状

(1) 児童生徒数

坂戸市の公立小・中学校に在籍している児童生徒数の推移をみると、小学校の児童数は昭和58年度に11,346人、中学校の生徒数は昭和62年には5,902人と最多となった。その後減少し、令和元年度には、児童数は5,246人、生徒数は2,671人となり、ピーク時と比較して半減している。今後も児童生徒数は、減少することが予測されている（図1、表1・2参照）。

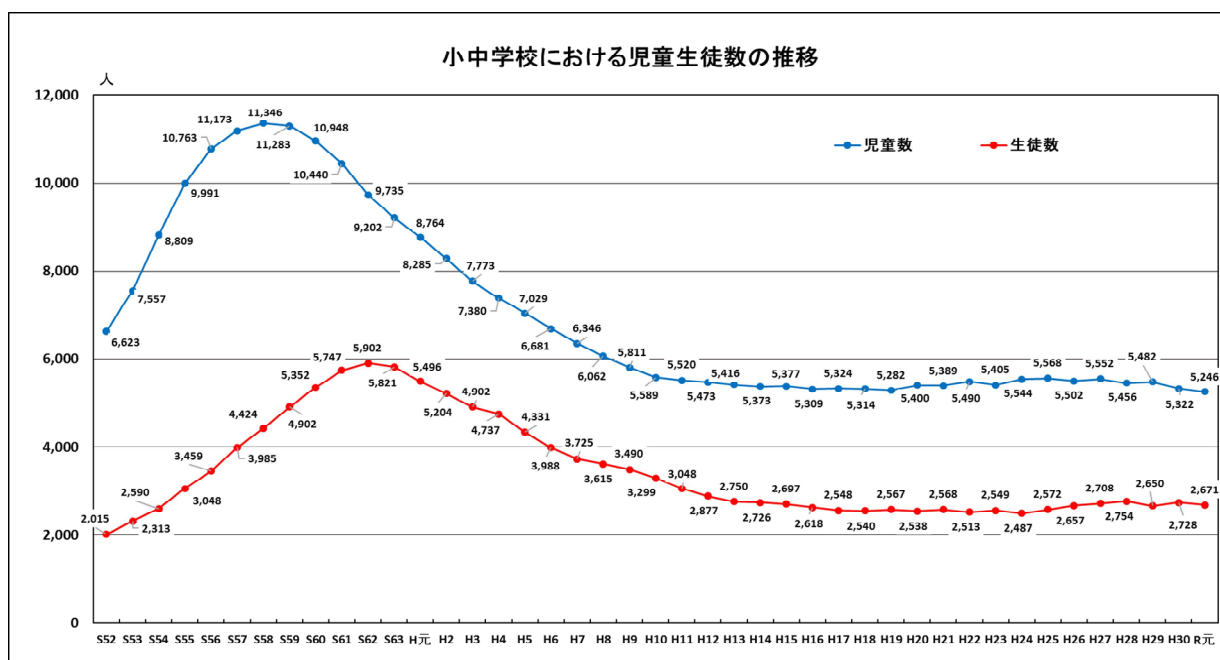


図1 児童生徒数の推移

表1 児童数の推移予測

	H27	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坂戸小	803	737	740	697	670	657	633	619	579
三芳野小	320	293	291	287	262	242	242	208	195
勝呂小	533	563	549	582	557	503	467	422	377
入西小	1,041	1,042	1,041	1,036	980	944	887	816	736
大家小	201	207	207	221	227	246	246	234	227
城山小	156	134	131	126	108	87	85	81	77
浅羽野小	578	527	530	492	470	464	457	445	438
千代田小	665	551	512	438	426	418	381	354	337
片柳小	217	232	234	261	280	297	309	313	325
南小	387	422	426	447	438	445	448	443	426
上谷小	224	219	204	189	181	177	167	148	136
桜小	428	395	381	358	349	341	341	321	322
計	5,553	5,322	5,246	5,134	4,948	4,821	4,663	4,404	4,175

※R2～R7年は住民基本台帳の人数から通学区域ごとに抜粋（指定校変更による通学者は含まない）

表 2 生徒数の推移予測

	H27	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坂戸中	503	536	524	559	558	558	550	523	543
住吉中	490	522	521	558	569	585	576	557	503
若宮中	541	564	556	588	605	616	627	607	598
城山中	119	87	77	83	75	84	78	64	50
千代田中	361	378	369	345	322	277	276	269	261
浅羽野中	305	302	287	319	302	297	275	265	270
桜中	389	339	337	345	328	303	305	310	305
計	2,708	2,728	2,671	2,797	2,759	2,720	2,687	2,595	2,530

※R2～R7年は住民基本台帳の人数から通学区域ごとに抜粋（指定校変更による通学者は含まない）

（２）学校の適正規模

学校教育法施行規則第 41 条では、学校の適正規模として、「第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」（第 79 条 中学校にも準用する）としている。

この基準からすると、令和元年度は、小学校では三芳野小学校（11 学級）、大家小学校（7 学級）、城山小学校（6 学級）、片柳小学校（9 学級）、上谷小学校（7 学級）が適正規模以下の小規模校となっている。

また、中学校では、城山中学校（3 学級）、千代田中学校（11 学級）、浅羽野中学校（9 学級）、桜中学校（9 学級）が同様に小規模校となっている（特別支援学級は除く）（表 3 参照）。

表 3 令和元年度における学校規模

	小学校		中学校	
小規模 （～11学級）	・三芳野小（11） ・大家小（7） ・城山小（6） ・片柳小（9） ・上谷小（7）	5	・城山中（3） ・千代田中（11） ・浅羽野中（9） ・桜中（9）	4
標準規模 （12～18学級）	・勝呂小（18） ・浅羽野小（17） ・千代田小（16） ・南小（12） ・桜小（12）	5	・坂戸中（15） ・住吉中（15） ・若宮中（15）	3
大規模 （19学級～）	・坂戸小（22） ・入西小（29）	2		0

※（ ）は実学級数で、特別支援学級は含まない。

2 課 題

適正規模・適正配置については、第**1**次いきいき学舎検討委員会の提言を踏まえ、平成**23**年度に北坂戸中学校と泉中学校を、平成**28**年度に北坂戸小学校と泉小学校を統合した。

しかし、表**3**にあるとおり、地域によってはその後も児童生徒数が減少し、小規模校となっている学校がある。

小規模校では、児童生徒一人一人の状況を把握しやすく、きめ細かな指導が行いやすいこと、意見や感想を発表できる機会が多くなること、異学年との活動が設定しやすいこと、職員が少ないことから、共通理解や連携が図りやすいこと、地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすいこと、校庭や特別教室等を比較的自由に使用できること、など様々なメリットがある。

一方、小集団のため、多様な考えに触れる機会が少ないこと、友人同士や学級間での競い合いなど、切磋琢磨する機会が少なく、向上心や競争心が育ちにくいこと、人間関係が固定されやすく、関係が悪化すると解消されにくいこと、部活動の種類が限定されること、一人の教職員が担当する校務分掌が多くなること、及びPTA役員の役割が固定化しやすく、一人一人の負担も大きくなりやすいことなど、児童生徒の学習環境や学校運営に関するデメリットもある。

3 提 言

坂戸市の現状と課題を踏まえ、本検討委員会としては、中学校に比べ小規模化が著しい小学校を中心に検討を重ね、現状及び**10**年後を見据え、小規模校のある**3**地区について、以下のように検討した。

(1) 三芳野小学校区・上谷小学校区

三芳野小学校(**11**学級)と上谷小学校(**7**学級)は、学校が近接しており、元々上谷小学校は三芳野小学校から分離・開校した経緯もあり、歴史・環境も似ている同じ中学校区内の小規模校である。

今後、出生数の推移を踏まえ、両校とも、学級数がそれぞれ単学級(**6**学級)以下となると見込まれた時に、統合について具体的に検討する必要がある。

なお、統合を検討していく際には、学校は地域の要という観点からも、地域住民の意見を十分に聞くとともに、通学方法や登下校の見守りなど、安全面への配慮についても併せて検証する必要がある(図**2**参照)。

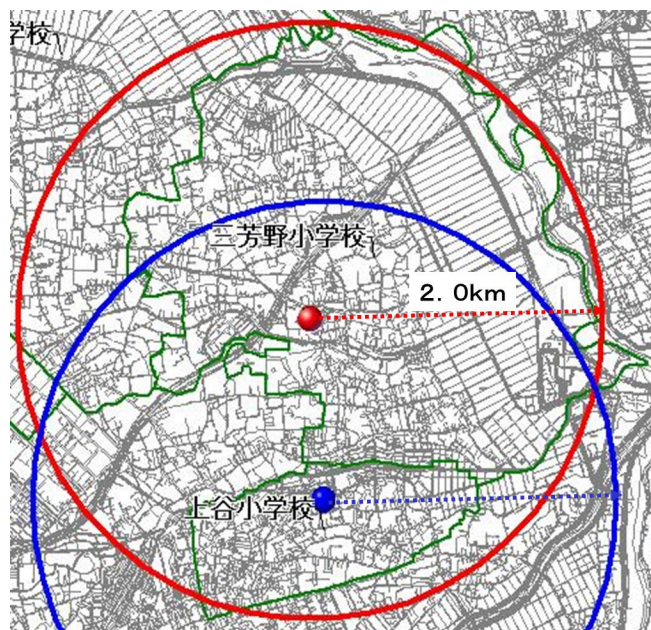


図2 三芳野地区の通学距離

(2) 大家小学校区・城山小学校区

大家小学校(7学級)と城山小学校(6学級)は、学校規模からすると統合を検討する対象と考えられる。

しかし、大家小学校の児童数が横ばい傾向にあることや2校は距離が遠く、統合してどちらかの校舎を使用する場合、通学距離が長くなることから、単純に統合することは難しいと考える。

現時点では、両校ともに小規模校の利点を維持・拡充し、魅力ある学校づくりを推進していくことが重要である(図3参照)。

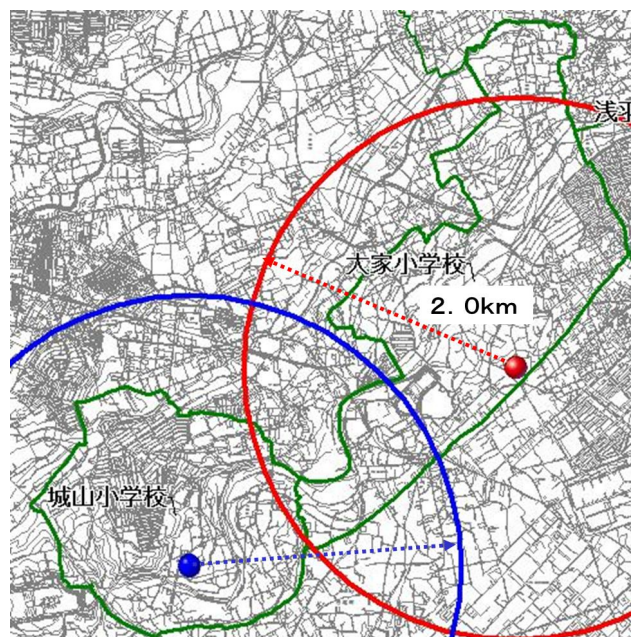


図3 大家地区の通学距離

(3) 片柳小学校区

片柳小学校(9学級)については、児童数が増加傾向にあり、令和7年度の学級数は、標準規模である12学級となることが予想される。

また、隣接した小学校(坂戸小学校、勝呂小学校、桜小学校)についても標準規模以上であり、統合した場合、大規模校となることから、当分の間は、統合の検討は必要ないとする。

なお、隣接している坂戸小学校、勝呂小学校、桜小学校から半径2キロメートルの範囲内に、片柳小学校の学区がほぼ含まれることから、今後、適正規模・適正配置について片柳小学校を検討していく際には、学区の再編成を視野に入れて検討する必要がある(図4参照)。



図4 片柳地区の通学距離

<図2・3・4の図中の円について>

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、第4条の「適正な学校規模の条件」の中で、「適正な通学距離」を示している。それによると、「通学距離が小学校にあっては、おおむね4キロメートル以内、中学校にあっては、おおむね6キロメートル以内とする」となっている。

しかし、坂戸市における適正化を検討する際、現在の坂戸市における最長の徒歩通学距離である約3km、徒歩通学時間約1時間を直線距離に換算した2kmを基準として検討した。

第3章 小中一貫教育の在り方

1 国の小中一貫教育に関する動向

平成**17**年度に中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」を出し、新たな義務教育の姿を示した。これを受け、平成**18**年度に教育基本法、平成**19**年度に学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設された。さらに、平成**20**年度には、学習指導要領「小学校学習指導要領」の巻末に参考として中学校学習指導要領の全文掲載がされるようになり、小・中学校間の連携を促進するための工夫が講じられた。これらの改正により、小・中学校の連携が強化され、義務教育**9**年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が一層求められるようになってきた。

続く平成**26**年度に中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」において小中一貫教育の制度化等について示された。

直近の法改正では、平成**28**年度に学校教育法の一部改正があり、新たに「義務教育学校※²」が創設された。この改正により、小中一貫教育が制度化され、小中一貫教育の更なる推進が求められるようになってきている。

2 現 状

小中一貫教育については、第**1**次いきいき学舎検討委員会でも検討し、次のとおり提言を行っている。

坂戸市としては、小中一貫教育を推進していく。進め方としては次のとおりである。

- (1) 当面は行事の合同開催、小学校と中学校の教員の交流授業等の小中連携を深める。さらに、教科ごとに、小中一貫教育用の教育課程を作成し、既存の施設を活用した「小中連携型」の形式で、小中一貫教育の教育課程により、市内の子どもたちに、可能な限り同じ内容を同じ方法で学習内容が提供できる基礎作りを行う。

今後、小中連携を推進していく中で、下記の(2)と(3)についても実施が可能であるか検討していく。

- (2) 小中一貫教育用の教育課程の中に坂戸市独自の教育内容を取り入れる。具体例としては、将来の坂戸市を担う人づくりとして、「坂戸市に学ぶ」時間を設定し、郷土の歴史・偉人や地理など坂戸市の特色を学ぶ時間にする。また、「基礎学力向上のための時間」や、国際化を踏まえ、「小学校**1**年から中学校**3**年までの系統的な英会話の授業」を取り入れることなどを考える。
- (3) 小中連携を深めていく中で、現状の立地条件に鑑みて、城山小学校と城山中学校は、同じ敷地内で学校生活を行う小中一貫校の「一体型」のモデル校として小中一貫教育を推進していく。

坂戸市では、上記(1)の提言を受け、平成**23**年度から全小・中学校で小中連携教育を開始し、**9**年間を見通した小・中共通の教育目標、目指す児童生徒像の設定、小学校高学年での一部教科担任制の導入、小・中相互での授業公開や授業参観、相互乗り入れ指導の実施、「学び合い」学習の導入、Jプラン※³による教職員人事交流、**9**年間を見通して学校生活のき

まりや約束を設定、中学校区合同パトロールの実施、小学校の部活動体験及び小・中音楽祭等への相互参加など様々な取り組みを実施している。

また、上記（３）の提言を受け、平成**27**年度に城山小学校を城山中学校の敷地内に移設し、施設一体型小中一貫教育校「城山学園」を開校した。城山学園は坂戸市における小中一貫教育のモデル校であり、施設一体型の特色を活かし次のような成果及び効果が出ている。

- （ア）兼務発令や小・中合同の職員室により、全教員で指導や見守りを行うことができ、児童生徒の状況や指導方針などを共有できる。
- （イ）城山学園として学校教育目標、目指す教育像を共有化し、すべての教科・領域で**9**年間を通じた教育課程を編成することにより、**9**年間の系統性・一貫性を意識した指導ができる。
- （ウ）小・中**9**年間を、**4**年－**3**年－**2**年の区切りを重視した学校生活、教育活動及び教室配置にすることにより、いわゆる中**1**ギャップ※⁴の解消や中学2年生における中だるみの緩和に繋がっている。
- （エ）**5**年生からの部活動や生徒会活動への参加、**5・6**年生で一部教科担任制の実施などにより、中学校へのスムーズな移行ができる。
- （オ）小・中合同の行事を実施することにより、多彩な異学年交流が可能となっている。
- （カ）児童生徒、保護者、地域、教職員からなる「チーム城山」が発足し、保護者、地域と一体となって教育活動が実施できる。
- （キ）PTA組織を一本化することができ、役員の削減ができています。

3 課 題

（１）城山小・中学校（城山学園）

第2章でも触れたが、城山小・中学校の児童生徒数の減少が著しく、小・中学校全ての学年が単学級（**1**学年**1**学級）となっている。上述のとおり、施設一体型と小規模校の利点を活かしながら、特色ある教育活動を実施している。

しかし、今後も児童生徒数の減少が続いていけば、学校全体の活気の低下や複式学級※⁵になる可能性も考えられる。複式学級となると、今よりもさらに教職員数が減り、一人の教職員にかかる負担も大きくなることや、部活動数の減少も危惧される。

（２）その他の学校（城山小・中学校を除く）

前述のとおり、城山小・中学校を除く市内小・中学校は、小中連携教育を各中学校区の実態に応じて実施しているが、坂戸市での小中一貫教育のモデル校である城山小・中学校のように、学校教育目標、目指す教育像などを共有化し、すべての教科・領域で**9**年間を通じた教育課程を編成するまでには至っていない。

また、小・中学校施設の立地状況等については、城山学園のように施設一体型を標榜できる学校は他にはない。

つまり、城山学園のような施設一体型は、施設面や小・中学校の学区が一致しないなどの立地上における物理的な理由により難しい。

4 提 言

(1) 城山小・中学校（城山学園）

今後、児童生徒数の更なる減少が見込まれることから、城山学園の教育の充実のため、これまで施設一体型小中一貫教育校として培ってきた経験を活かすとともに、英語教育をさらに充実させるなどの特色を一層持たせる必要がある。

また、特色の一つとして、義務教育学校に学校種別を変更することも考えられるが、義務教育学校は、小・中学校両方の教員免許状を有する教員を配置する必要があることなど、課題も多く、慎重に検討する必要がある。

今後、特認校制を導入することを検討しながら、これまで培ってきた英語教育などの特色を一層推進していくべきと考える。

※「第4章（1）特認校制の導入について」参照

(2) その他の学校（城山小・中学校を除く）

義務教育の9年間を見通した継続性のある指導を行うためには、現状の中学校区ごとの小中連携の教育活動をより一層強化・充実させ、小・中学校で「育てる意識」を共有していく必要があると考える。

しかし、城山学園のような施設一体型は、施設面や小中学校の学区が必ずしも一致しないなどの理由により、他の学校では難しいと考えられる。

また、施設隣接型※6と施設分離型※7についても、小中学校の授業時間の違いや、相互乗り入れ指導に伴う教職員の移動時間の確保、一つの小学校から複数の中学校に進学することなど課題も多く、今後も更なる検討が必要である。

現状としては、10年後の坂戸市における小中一貫教育を見据えると、平成23年度から実施している小中連携教育を一層拡充していく必要がある。

よって、坂戸市が平成27年度から導入し、平成29年度から市を挙げて取り組んでいる「学び合い」※8学習を一層推進することが肝要であると考え。これは、施設の立地条件によらず、「学び合い」学習を生かした指導の一貫性を図ることができ、これまでとは別の面から小中一貫教育にアプローチできるものである。

今後は、9年間を見通した教育目標等の設定や小学校高学年における教科担任制のさらなる推進・実施など、小中一貫教育のモデル校である城山学園を参考にしながら研究し、各々の学校や地域の実情を考慮しながら、小中一貫教育への移行を検討していく必要がある。

【コラム1 坂戸市における小中連携教育の取組例】

- 住吉中学校区（三芳野小学校、勝呂小学校、上谷小学校、住吉中学校）
・東部4校5進の目標

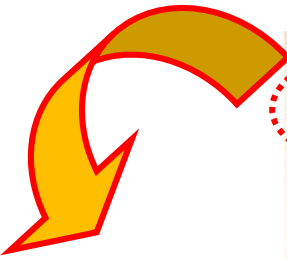
小・中共通の生活の基本的な目標として、学ぶことやあいさつをするという普段のどこの学校でもやっていることを「進んでします」という宣言の形で設定し共有している。

- ① わたしは進んで、学びます。
- ② わたしは進んで、よい行いをします。
- ③ わたしは進んで、体をきたえます。
- ④ わたしは進んで、あいさつをします。
- ⑤ わたしは進んで、そうじをします。

- 桜中学校区（片柳小学校、桜小学校、桜中学校）

- ・3校行事カレンダーの発行

片柳小学校、桜小学校、桜中学校の行事を一つのカレンダーにまとめることにより、小学校は中学校の行事を、中学校は小学校の行事を意識することができる。



日曜日	月曜日
1 上段:桜中学校 中段:桜小学校 下段:片柳小学校	2 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業 桜中新入生体験授業

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1 上段:桜中学校 中段:桜小学校 下段:片柳小学校	2 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	3 6年生を送る会	4 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	5 生徒会 3祝準備	6 3年生の卒業を祝う会	7 卒業式
8 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	9 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	10 6年生を送る会	11 学校の日	12 卒業式予行・準備	13 第9回卒業式	14 卒業式
15 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	16 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	17 学校の日	18 学校の日	19 学校の日	20 春分の日	21 卒業式
22 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	23 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	24 卒業式予行・準備	25 短縮(第、学、備)	26 修了式	27 学年末休業	28 卒業式
29 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	30 県公立面接・実技期末テスト 新入生体験授業	31 卒業式予行・準備	1 短縮(第、学、備)	2 修了式	3 学年末休業	4 卒業式

第4章 その他坂戸市教育委員会が必要と認める事項

1 通学区域に関する事

(1) 特認校制の導入について

第2章において、城山小学校は、「学校規模からすると統合を検討する対象であるが、単純に統合することは難しいと考えられ、現時点では、小規模校の利点を維持・拡充し、魅力ある学校づくりを推進していくことが重要である」とした。

また、第3章において、「今後、児童生徒数の更なる減少が見込まれることから、城山学園の教育の充実のため、これまで施設一体型小中一貫教育校として培ってきた経験を活かすとともに、英語教育をさらに充実させるなどの特色を一層持たせる必要がある」とした。

そこで、中学校を含め、施設一体型小中一貫教育校としての特色を活かし、市内全域から児童生徒を集め、今まで以上に活気のある教育活動が行えるように、特認校制を導入することについて検討していく必要がある。

なお、導入を検討するにあたり、英語教育の充実や地域の大学と連携した教育活動をさらに推進するなどの特色を持たせる必要がある。

しかし、学区外の児童生徒を受け入れる際には、通学方法や更なる小規模化を防ぐため、小規模校からの受け入れを制限するなど、受け入れ条件について研究していく必要がある。

(2) 指定校変更・区域外就学許可基準について

第1次いきいき学舎検討委員会では、「『指定校変更・区域外就学の許可基準』が適切に運営されていて、緊急な問題も起きていないことから、今後の学校の統合等の進展によっては、学区審議会の中で新たに検討していくことがよい」という提言であった。

しかし、ひとつの地区の中に居住している児童生徒が別の学校に通っていること、小学校区と中学校区が異なり、同じ小学校から複数の中学校へ進学していること、指定校となっている中学校に入りたい部活動がないこと、通学距離が遠いこと、登下校時の安全面の問題など、様々な課題がある。

このような状況を踏まえ、次の3点について検討した。

① 小・中学校の滑らかな接続（鶴舞地区、八幡一丁目、関間地区）

大家小学校区の鶴舞三、四丁目、千代田小学校区の八幡一丁目及び関間一、二丁目、南小学校区の関間三、四丁目は、小学校区と中学校区が異なることにより、小学校を卒業する児童が、2つの異なる中学校に進学している状況であり、小中一貫教育を推進していく上での課題の一つでもある（第3章参照）。

このため、小学校を卒業する児童が同じ中学校に入学できるように検討する必要があると考える。

このことは、いわゆる「中1ギャップ」による不登校の解消や、学校・家庭・地域の連携による、地域コミュニティの醸成にもつながると考えられることから、学区の変更や特例区域※9の導入等について検討する必要がある。

しかし、その際にはアンケートを取るなどして、児童生徒、保護者及び地区の意向を確認しながら、丁寧に進める必要がある。

② 安全・安心、遠距離通学（地理的理由）

児童生徒の通学途中の安全を確保することは最重要課題であり、適切に対応する必要がある。

また、遠距離通学に関して、安全面を心配する保護者から指定校よりも近い学校に指定校変更を望む要望が多い状況であるが、地域コミュニティが希薄になることや学校の更なる小規模化の恐れがあるため、配慮が必要である。

しかしながら、成願寺地区に関しては、現状において児童生徒の半数以上が指定校変更している状況があることから、学区審議会に諮り早急に検討することが望ましいと考える。

また、東和田地区等、遠距離通学となっている地区についても、地域コミュニティなどに配慮しながら検討する必要がある。

※（１）及び（２）①、②については、令和元年度に設置された学区審議会の諮問事項の一つとなっている。

③ 中学校の部活動

第１次いきいき学舎検討委員会では「小規模中学校が生徒数や教員数が少ないために、多くの部活動を設置できないため、入学時に自分の希望する部活動がある学校へ指定校を変えてほしい旨の希望がでている。今後、『指定校変更・区域外就学の許可基準』の中に、部活動を理由に指定校を変更できることを導入するか検討していくことも必要である。」という提言であった。

今後、さらに小規模化が進み、指定校に希望する部活動が設置されていない状況も想定されるが、指定校変更を許可することにより、小規模校の更なる小規模化を招くおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。

２ コミュニティ・スクールに関すること

（１）制度の説明

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とは

学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の６）。

② 学校運営協議会の３つの権限

- （ア）校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
- （イ）学校運営に対して校長や教育委員会へ意見（任意）
- （ウ）教職員の任用に関する意見（任意）

③ 法律の主な改正点

平成２９年３月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正

- （ア）学校運営協議会の設置を努力義務化
- （イ）学校運営に加えて、学校支援の企画・立案を行える地域コーディネーターの委員としての参画を促進
- （ウ）複数校で一つの協議会を設置することも可能

④ コミュニティ・スクール導入によるメリット

(ア) 組織的・継続的な体制の構築：持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組」であること。

(イ) 当事者意識・役割分担：社会総掛かり

学校運営協議会を通して、子ども達がどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのか、という「目標・ビジョンを共有」することができる。

(ウ) 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子ども達が抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

引用：平成 28 年 7 月 文部科学省「学校運営協議会設置の手引き」より

⑤ 国と埼玉県の設定状況の比較

国全体に対して埼玉県での導入は遅れていたが、近年、埼玉県でも導入する自治体が増えている状況である。（表 4 参照）

表 4 国と埼玉県の設定状況の比較

	国	埼玉県	
28 年 4 月	2,661 校(8.5%)	4 市	9 校(0.7%)
29 年 4 月	3,398 校(11.7%)	10 市	105 校(8.6%)
30 年 4 月	4,796 校(16.7%)	20 市	283 校(19.4%)

(2) 提 言

学校運営協議会の設置を努力義務化とする、平成 29 年 3 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を踏まえ、各学校や地域の実情に考慮しながら対応する必要がある。

導入にあたっては、全小・中学校で一斉に導入することが望ましいと考えるが、学校、保護者、地域住民等に対して制度を説明し、周知を図る必要もあることから、まずは、モデル校を指定し、試行的に導入してもよいと考える。

また、「地域で子どもを育てていく」という当事者意識を持たせるためにも、地域住民との議論を重ね、地域住民の意思を尊重しながら、早期に計画を立て、積極的に導入していく必要がある。

なお、教育委員会は積極的な導入促進に努めるとともに、学校への適切な指導及び支援に努めることが必要と考える。

用語解説

- (※ 1) 特認校制・・・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも選択を認めるもの。
- (※ 2) 義務教育学校・・・義務教育 9 年間を一貫して行う学校で、平成 28 年度に新設された校種。
- (※ 3) J プラン・・・小学校から中学校へのスムーズな橋渡しを目的として、中学校の教員が学区内の小学校へ赴任し、児童とともに中学校に進学する制度。
- (※ 4) 中 1 ギャップ・・・小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こすこと。
- (※ 5) 複式学級・・・2 つ以上の学年をひとつにした学級のこと。
(例) 他の学年の児童と合わせて 16 人以下の時に複式学級となる。ただし、1 年生を含む時は 8 人以下で複式学級となる。
- (※ 6) 施設隣接型・・・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されていること。
- (※ 7) 施設分離型・・・施設が小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されていること。
- (※ 8) 学び合い・・・主体的・対話的で深い学びの実現へ向けた授業改善を図り、子供と子供、もしくは子供と教師が考えを交流し合うことで、新しい考えや違う考えに出会ったり、今までの考えを見直したりして、理解を深めていく学習活動である。
- (※ 9) 特例区域・・・従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

おわりに

本検討委員会は、**10**年後を見据え、子どもたちが最良の学校教育を受けられるようにするため、話し合いを進めてきた。

計 **8** 回の検討委員会では、適正規模・適正配置に関して、小規模校のある地域を、各地域の実情に応じて検討し、小中一貫教育に関して、小中連携教育を維持・拡充していくという基本的な考え方で検討し、共通の理解を図ることができた。

また、これまでにない新たな制度として、「特認校制の導入」や「コミュニティ・スクールの導入」について検討し、提言としてまとめることができた。

教育全体を見てみると、平成 **29** 年 **3** 月に学習指導要領が約 **10** 年ぶりに改訂され、令和 **2** 年 **4** 月に小学校で、令和 **3** 年 **4** 月に中学校で全面実施となり、教科については、これまで小学校の高学年で実施されていた「外国語活動」が中学年に前倒しされ、高学年では新たに「外国語」が新設される。

また、新たな取組として、**ICT** を基盤とした先端技術等を効果的に活用し、デジタル教科書を用いた授業やプログラミング教育等の取組が、教育の一層の充実に繋がるものと期待されている。

このように、学校教育が大きな変化を迎える時だからこそ、坂戸市の宝である子どもを第一に考え、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えるとともに、変化の激しい社会を生き抜く手助けをしていく必要があると考える。

今後は、市民の意見も取り入れながら、慎重かつ適切に本提言を実現していただけることを切に願うものである。

【コラム 2 新学習指導要領】 ※平成 **29** 年 **3** 月改訂

新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」が求められる。

そのため、これからは①「生きて働く知識・技能の習得」②「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」③「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」を学力の3要素とし、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶかが重要になる。

坂戸市いきいき学舎検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂戸市の学校教育の在り方に関し幅広い見地から提言を得るため、坂戸市いきいき学舎検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、坂戸市教育委員会に提言する。

- (1) 小中一貫教育の在り方に関する事。
- (2) 公立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方に関する事。
- (3) その他坂戸市教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから坂戸市教育委員会が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(小委員会)

第6条 委員会は、特定事項について調査し、及び検討するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、坂戸市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

審議の経過

<平成30年度>

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 30 年 7 月 31 日 (火)	・ 委嘱状交付 ・ 小・中学校の現状と課題について ・ 今後の予定について
第 2 回	平成 30 年 10 月 19 日 (金)	・ 公立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方に関する事 (1) 三芳野小学校区・上谷小学校区 (2) 大家小学校区・城山小学校区 (3) 片柳小学校区
第 3 回	平成 30 年 12 月 27 日 (木)	・ 公立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方に関する事 ・ 通学区域に関する事 (1) 特認校制の導入について (2) 指定校変更・区域外就学許可基準について ① 小・中学校の滑らかな接続（鶴舞地区、八幡一丁目、関間地区） ② 安全・安心、遠距離通学（地理的理由） ③ 中学校の部活動
第 4 回	平成 31 年 2 月 5 日 (火)	・ 通学区域に関する事 ・ 小中一貫教育の在り方に関する事 - 今後の城山学園について
第 5 回	平成 31 年 3 月 14 日 (木)	・ 中間報告（案）について

<令和元年度>

回	開催日	内 容
第 1 回	令和元年 8 月 6 日 (火)	・ 委嘱状交付 ・ これまでの経過と中間報告について ・ 小中一貫教育の在り方に関する事について ・ 今後の予定について
第 2 回	令和元年 10 月 8 日 (火)	・ 小中一貫教育の在り方に関する事について ・ コミュニティ・スクールに関する事について
第 3 回	令和元年 12 月 19 日 (木)	・ 提言書（案）について

※令和 2 年 1 月 31 日 (金) 教育長に提言書を提出

委員名簿

<平成30年度>

	職名または役職名	氏 名
委員長	埼玉県立坂戸西高等学校校長	大塚 教雄
副委員長	坂戸市立小・中学校校長会長	太田 正久
委 員	三芳野区長会長	栗原 厚夫
	勝 呂区長会長	林 信次
	坂 戸区長会長	梶 英一
	入 西区長会長	大野 照夫
	大 家区長会長	星 光男
	坂戸市立小学校校長会長	玉木 浩一郎
	坂戸市立中学校校長会長	土田 勇人
	坂戸市立小・中学校教頭会長	金子 雅彦
	坂戸市PTA連合会	森本 伸恵
	坂戸市PTA連合会	川田 賢一
	女子栄養大学教授	大沼 久美子
	公募	関口 久美子
	公募	長谷部 博之

<令和元年度>

	職名または役職名	氏 名
委員長	埼玉県立坂戸西高等学校校長	大塚 教雄
副委員長	坂戸市立小・中学校校長会長	北川 直也
委 員	平成 30 年度 三芳野区長会長	栗原 厚夫
	平成 30 年度 勝 呂区長会長	林 信次
	平成 30 年度 坂 戸区長会長	梶 英一
	平成 30 年度 入 西区長会長	大野 照夫
	平成 30 年度 大 家区長会長	星 光男
	平成 30 年度 坂戸市立小学校校長会長	玉木 浩一郎
	坂戸市立中学校校長会長	小峰 貞夫
	平成 30 年度 坂戸市立小・中学校教頭会長	金子 雅彦
	坂戸市PTA連合会	宮崎 剛明
	坂戸市PTA連合会	笠間 聡一郎
	女子栄養大学教授	大沼 久美子
	公募	関口 久美子
	公募	長谷部 博之